

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案  
に対する修正案要綱

一 派遣元管理台帳に係る修正

派遣元管理台帳の記載事項に、第三十条の規定により講じた雇用の安定を図るために必要な措置を追加するものとする。 (第一条による改正後の第三十七条第一項第八号関係)

二 派遣可能期間を延長しようとする場合の意見の聴取等に係る修正

派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組合等に対する派遣可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならないものとする。 (第一条による改正後の第四十条の二第六項関係)

三 就業条件等の明示に係る修正

派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣先の事業所ごとの派遣期間の制限又は同一の派遣労働者に係る組織単位ごとの派遣期間の制限に違反して労働者派遣の

役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならないものとする。 (第二条による改正後の第三十四条第三項関係)

#### 四 施行期日に係る修正

この法律の施行期日を「平成二十七年九月一日」から「平成二十七年九月三十日」に改めるものとする。 (附則第一条関係)

#### 五 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。